

官民競争入札等監理委員会  
第245回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第245回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和2年3月3日（火）14:00～14:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
  - 独立行政法人国際協力機構／JICA地球ひろば企画運営管理業務
  - 農林水産省／国有林の間伐等事業
  - 農林水産省／政府所有米穀の販売等業務
  - 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構／文書管理運用支援業務
3. 実施要項の標準例改正案について
4. 閉 会

○井熊委員長代理 それでは、定刻となりましたので、第245回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきたいと思いをします。

本日は、稲生委員長が急遽ご欠席になられたため、委員長代理であります私が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に委員のご紹介をさせていただければと思います。令和元年12月13日付で川島委員の後任としまして、官民競争入札等監理委員会委員に任命されました日本労働組合総連合会副事務局長の石上千博様でございます。本日、本委員会の会議に初めてご出席ということでございますので、一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石上委員 連合の石上でございます。よろしくお願いいたします。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

では、議事に移らせていただきたいと思います。本日は、議事次第にありますとおり、実施要項の審議と実施要項の標準例改正案についての議論がございます。

では初めに、議事次第2の実施要項（案）につきまして4件のご審議をいただきたいと思います。

実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行ってございます。質疑は小委員会ごとに行うことといたします。

まず、小委員会Aの1件でございます。「独立行政法人国際協力機構／JICA地球ひろば企画運営管理業務」につきまして、主査の古笛委員よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古笛委員 では、入札監理小委員会Aからご報告させていただきます。JICA地球ひろばの企画運営管理の包括的な業務についての実施要項（案）です。

まず、JICA地球ひろばについて資料A-1をごらんください。JICA地球ひろばですけれども、これは市民の参加による国際協力の拠点ということで、2006年に渋谷区の広尾にオープンしましたが、2012年の10月からは市ヶ谷にて年間4万5,000人を超える市民が来館している施設です。

2ページ目をごらんください。この地球ひろばの施設なんですけれども、大きく分けると体験ゾーンと交流ゾーンに分かれています。体験ゾーンというのが展示・相談スペースでして、途上国の暮らしですとか国際協力の実情などを見て、聞いて、さわって体験できるような展示ということです。この体験ゾーンのほうでは、地球案内人という方がいろいろ案内をしてくださっています。交流ゾーンのほうは貸し出しスペースとなっています。事業外ではあるんですけれどもカフェもあって、この地球ひろばについてはマスコミなんかでも少し取り上げられているような施設です。

この地球ひろばについてですが、3ページをごらんください。カフェ、交流ゾーン、体験ゾーンについて、来館者が徐々に増加傾向にあるということです。このカフェを除く企画、運営、管理の業務についての実施要項（案）ということになります。

では、資料1-1に従ってご説明させていただきます。当該事業ですけれども、まず選定の経緯としましては、平成27年に自主選定されたもので、市場化テストとしては2期目です。従来から同一事業者が業務を受託しており、市場化テスト1期目も1者応募であったということから、競争性の確保が問題となっております。当該落札業者なんですけれども、公益社団法人青年海外協力協会となっております。前回からこの委員会のほうでは、従来の契約及び施設等の参加情報の積極的な開示ですとか個別の応募勧奨、それから要員の資格要件や配置人数などについて検討して、参入障壁になっていないかということについて意見を述べさせていただきました。

これを受けてJICAのほうでは、まず従来の契約及び施設などの参考情報の積極的な開示ということで「2018年度地球ひろば運営管理契約業務実施年間報告書」を閲覧資料として加えるですとか、全体スケジュールを簡略化した資料を公示時に閲覧資料として提供するですとか、それから業務内容説明会ということで、入札説明会のほか現場での説明会も実施していただくというようなことを改善されました。

個別の応募勧奨ということにつきましては、実際にヒアリングした社には全て声かけを行ったり、入札公告が出た段階でまた同様に声かけを行ったりということもしていただいております。

それから、地球案内人の資格要件なんですけれども、従来は「途上国において2年以上の国際協力経験を持つ者」を1年というふうに修正していただいております。さらには「2カ所の体験ゾーンにそれぞれ常時2名配置」という条件を削除したりですとか、「業務実施の考え方」の配点を10年から15点に増やして、そのかわり「地球案内人の確保」を20点から15点に下げるなどしていただきました。

このような実施要項（案）について審議させていただいたんですけれども、論点としていろいろな点が挙げられて、まず第1としましては、そもそも、現行事業者以外に競争性が確保されるような事業者はいるのかどうかということです。青年海外協力隊のJICAの取り組みなどを案内すると、やはり今、青年海外協力協会、これは青年海外協力隊として派遣されたOBの方が所属しているような公益社団法人ですので、ここ以外にはそもそもないのではないかというふうな意見がございましたが、この点については、海外コンサルタントですとか国際協力事業の経験者などが多いと思うので、応募可能な事業者はあると考えるということで、JICAのほうではいろいろ声かけなんかもしていただいているということで、この点については理解いたしました。

それから、地球案内人の確保というのがネックではないかということで、地球案内人の仕事を分割できないかということも論点として挙げさせていただいたんですけれども、JICAのほうでも分割発注については検討した経緯があるんですが、その点を分割するとそのほかの業務との連携が難しいですとか、トータルコストの点なんかも含めて、やっぱり一体化で発注するということのご説明をいただきました。

それから、来館者の目標設定というのが3万人というのは先ほどご説明させていただ

たとおり、2017年、18年ではもう4万5000人、4万6000人という段階ですので、この点については3万人というのは低過ぎないかということだったんですが、むしろハードルを高くするのはいかなものかということで、現在4万6,000人いらしているんだけど、この点についてはとりあえず3万人ということでした。ちょうど今回のいろいろな規定もあるので、この点についてもやはり3万人でまず始めようということについては、委員のほうでも納得いたしました。

それから、さらに4点目としまして、地球案内人について、JICA事業の経験者であることが望ましいというふうな表現があると、やはり青年海外協力協会以外にはなかなか手を出しにくいのではないかという点の指摘があったので、この点については持ち帰って検討をしていただくことになりました。

あと、審議の後なんですけれども、地球案内人について、英語の素養を要件とする必要はあるのかという意見も出たんですが、そもそも英語の素養は資格要件としていないということなので、この点は表現を少し修正していただいたりしました。

一番問題となっている地球案内人についてなんですけれども、この点については審議の後に、修正前は「体験ゾーンの案内にはJICAの取り組みについての知見も必要とされることから、一定程度はJICA事業に従事したことのある者を配置することが望ましい」というような表現になっていたところを、「地球案内人は、主たる対象である中高生の関心事であるNGOやボランティア、青年海外協力隊等のJICAの取り組みについての知見も必要とされることから、これらの知見を有する者を一定程度配置することに留意すること」というふうに表現を修正していただきました。こういう状況です。

次に、パブリックコメントについては、18件の意見が寄せられて、修正なども行っていると思います。面積が間違っていたところを修正していただいたのと、それから業務従事者の主な資格、経歴等として、スペイン語とかフランス語での対応が必要ということになっていたんですけれども、2018年度においては対応実績もなかったことから、この表現を削除していただいたということで、かなりいろいろな審議の後、訂正していただいたというような状況です。

入札監理小委員会Aからは以上のとおりです。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言願います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○清原委員 大変丁寧にご検討いただいて感謝いたします。例えば、三鷹市の市長当時、18万5,000人強の人口の中で、毎年5人を超すJICA青年海外協力隊を見送り、あるいは帰国を迎えてきました。そのときの一つのきっかけに、この地球ひろば等の取り組みがあるということも承知していますので、大変有意義な取り組みだと思えます。それをより一層柔軟な対応にして、競争性を高めるための検討をしていただいたので、この方向

性で了解します。さらにこうした、とりわけ発展途上国支援、理解の取組が強化されることを期待したいと思います。ご検討に感謝します。ありがとうございました。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○関野委員 ご説明ありがとうございました。1点だけ、資料1-1、対応の②の個別応募勸奨で「ヒアリングした社には、全て声かけを行った」と書いてありますけれども、これ3社に声をかけたという意味なのか、該当数だけ教えていただきたいと思います。

○事務局 事務局からお答えします。3社ということでございます。

○関野委員 3社というのはつまり、第1期のときに説明会に来られた、資料A-2の表に書いてあるんですが、それということですか。

○事務局 はい。

○関野委員 ありがとうございます。

○古尾谷委員 よろしいですか。

○井熊委員長代理 どうぞ。

○古尾谷委員 ありがとうございます。

地方のほうは、逆にこの青年海外交流協会が、例えば既存の地球市民プラザとかさまざま自治体がやっている会の運営に逆に管理者として入ってきております。従来ですと県の三セク、あるいは市がつくった三セクの国際交流協会というのが通常やっている例が多かったんですが、青年海外協力隊のOBの皆さんがやっている交流協会がプロポーザルに参加して、実績をもとにしてかなり安い額で入ってきています。国際交流協会が何十年もやっていて外されてしまったという事例も出てきております。地方の三セクは、今そういう競争にさらされていまして、場合によっては三セク自体を廃止するというような動きにもつながっております。そういう面では国のほうがこのJICAと青年海外協力隊のOBとのつながりが依然として1者だけが続いているという状態がなぜかなという疑問があります。

例えば、国際関係ですと、国際親善協会もあれば、自治体でやっている自治体国際化協会もある。英語やフランス語やスペイン語の能力もある方もいらっしゃるのに、なぜ団体と団体との密接な関係の中で、1者入札が続いているのかというのは、青年海外協力協会のほうにお聞きしたいぐらいの話です。地方では、現実に青年海外協力隊のそれぞれの地方にいる方々が交流協会の青年部の組織に入って、その名前で入札にも参加していらっしゃるの、実態がちょっと地方と国とで違うのかなという感じを受けております。

○井熊委員長代理 今のご意見に対していかがですか。

○古尾谷委員 こちらの施設、青年海外協力協会等の関係についてはちょっと詳しいところはよくわからないんですけども、地球ひろばは名古屋にもありますが、名古屋のほうでは、青年海外協力協会ではないところも入札してきたということもあるので、東京のほう

でもうまくいくのではないかということで、いろいろ声がけなんかもさせていただいているところですよ。

○井熊委員長代理 地方でそれだけ活躍されているということは競争力がある人たちであるということも考えられますよね。あとこのコメントでも、トライしようと思ったんだけどかなわないと思っているからやめたというような意見もありますので、ある意味、一つの競争の結果だという見方もできるとは思います。

ほかいかがですか。よろしいですか。

では、ご意見がなければ次の案件に進みたいと思います。

続きまして、小委員会Bの3件でございます。「農林水産省／国有林の間伐等事業」、「農林水産省／政府所有米穀の販売等業務」、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構／文書管理運用支援業務」についてご説明いただきます。

本来であれば私がご説明するところですが、本日は議事進行を行っている関係で、事務局よりご説明をお願いいたします。

○飯村企画官 では、事務局のほうから小委Bの審議結果につきまして、3件続けてご報告させていただきます。

まず1つ目、資料2-1の国有林の間伐等事業についてでございます。概要につきまして、後ろのほうについているポンチ絵でまずご説明させていただきますけれども、資料B-1をごらんください。こちらのポンチ絵の右下のほうに、写真が4点載っていますけれども、この事業は路網の整備に加えて、林業機械を組み合わせ、過密になった木を抜き切る事業でございます。平成27年度からは、複層林というものを見据えまして、伐採して、苗木を植えていくというような業務も追加をしているところでございます。平成22年に基本方針に選定されまして、平成23年度から市場化テストを導入して、今回で10期目の事業ということになります。

具体的には、資料2-2の実施要項の22と23ページに入札箇所の一覧というのが載っているんですけども、北海道から九州の各森林管理署というのがございまして、今回は24カ所を選定して、それぞれ契約を結ぶというような構成になってございます。

資料2-1のほうに戻りまして、1の(1)の事業の概要については、今ご説明したとおりです。

続いて、2ポツ、前回の事業評価を踏まえた対応ですけれども、前回、昨年の委員会で、29年度に契約した事業の実施結果について事業評価をしていただきましたが、今回予定している実施地とはまた異なるのですが、①にありますように、一部の地域において生産量と労働生産性の目標を達成できずに質の確保に課題が認められました。このほか、②ですけれども、23カ所中1カ所が1者応札と、競争性に課題があるという評価がなされておりまして、

このため、(2)の対応ですけれども、アにありますように、工程管理において、各森林管理署が所有するドローン等を用いて進捗管理を事業者と一緒にやることにしています。

イですけれども、このほか、総合評価の加点のところで、信頼性がある事業者ということで、林業経営体に関する情報の登録をしている場合に従来、加点をしておりました。ただ、この登録制度を実施していない都道府県があるということで、公平性に欠けているということから、今回、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいた認定事業主、詳しくはこの米印のところに書いてありますけれども、ここに認められた場合にも加点をするという修正をしているところでございます。

②に移りまして競争性のところですが、過去に提出した資料の再提出を求めないということ。あと、事業者に対する情報提供時期を早めることで、応札意欲を高めるようにしたということが主な対応の点ということでございます。

3ポツの実施要項（案）の審議結果についてでございますけれども、まず、今回10期目の審議ということもありまして、終了プロセスに向けて次回の評価においては過去の事業を総括して、報告書の提出を求めまして、審議を行うことということにしました。

そのほか、当初、林野庁は、下の黒丸の印にあります「修正前」のところのように、経営の体質強化として雇用の安定等を質の設定項目としたいとする考えを持っていらっしゃいました。その背景には、31年の4月に森林経営管理法というのが施行されまして、現在、民有林の手入れ不足が深刻化しているということで、市町村が国有林の整備事業の担い手でもある林業経営体に民有林の整備を担っていただくという仕組みが始まっているという中で、経営体の体力の強化というのを質の設定項目にしたいというような説明がありました。

一方、小委員会では、こうした評価はむしろ施策の評価であって、実施事業の評価とは分けて考えるべきではないかというご意見がございましたので、本事業では、「修正後」の2つ目の黒丸のように、技術の向上ですとか林業機械の稼働率の向上、そういったことによって、生産性を向上させる取り組みを行うことを「事業の質」というふうに修正をしているところです。

最後4ポツ、パブコメですけれども、記載のとおり4つのご意見がございましたが、実質的に要項（案）を変更するようなご意見ではありませんでした。

続いて、2つ目、政府所有米穀の販売等業務の実施要項の審議結果についてご報告をさせていただきます。まず、資料の概要について、資料C-1というものをござんいただければと思います。

こちらもポンチ絵ですけれども、平成22年の10月以降に国の現業的業務というのが廃止されて、今、ポンチ絵の右下のほうにこの赤囲みの点線になっているところですが、国が買い入れた米というのは一定規模の委託単位にまとめた上で、販売まで必要な保管、運送等の業務について、包括的に民間業者に委託をするという事業でございます。

ここでいう「政府の所有米穀」というものは、いわゆるG A T Tの国際協定に基づいたミニマム・アクセス米というものを順次、加工用の米ということで飼料用に販売していくものと、あともう一つ、国産米を5年間、何かあったときのために備蓄をして、最後はお

おむね飼料用になるんですが販売していくというような構造になっている業務ということでございます。

続いて、資料C-2をごらんいただければと思いますが、平成28年度に評価をした結果、新プロセスに移行していました。ただ、後で説明させていただきますが、法令違反がございまして、今回から新プロセスから現行プロセスに戻して継続をしているという案件でございます。

資料3-1のほうに戻っていただきまして、1の事業の概要というのは今、説明したとおりです。先ほど法令違反というふうに申し上げたんですが、それは、2の(1)の課題のところ記載がございまして。保管業務を委託された倉庫業者が鼠害の被害を報告せずに、袋を詰めかえた上で偽造した農産物の検査証明印を押印していたという違反が認められたという事案がございました。

これを踏まえて、実施要項での対応ですけれども、2の(2)にありますように、入札参加資格の追加、法令違反の特定支配関係にある者からの入札参加を避けるために、公サ法の第10条第9号に準じた取り扱いということで、入札に当たって親会社も一定期間経過しないと参加できないという形の規定を追加しているところでございます。

もう一つ、②ですけれども、入札の参加資格ですが、申し込みの時点ではなく、落札者の決定時に満たしているという必要があることを明確化しました。

続いて、小委員会での実施要項(案)の審議結果です。裏面のほうに入っていますけれども、法令違反に対する制度的な対応というのがとられるということの説明を小委では受けております。事故の発生を抑制・防止する観点から、抜き打ち検査を行うということでして、その概要を確認しました。ただ、この対応というのは実施要項とは関係がないということにして、実施要項の(案)の変更についての指摘というのはございませんでした。

制度的な対応の概要については、後ろについております資料C-3をごらんいただければと思います。真ん中に3つ欄がございまして、令和元年度の対応ということですが、この元年度から全ての受託事業者に対して、第三者による実地の確認を実施するということでした。これまでは一番左の枠にありますように、受託事業者と農政局の職員が直接指導とか監督をやっていたというところでしたが、元年度は今回の法令違反の事案の要因の保管業者への実地の調査というところから始めるということで、次年度の令和2年度以降は、その保管業者に加えて運送業者、カビ確認チェック業者に調査対象を拡大して、確認をしていく予定ということでございました。

また一番初めの資料3-1のほうにお戻りいただきまして、本件は今期で10期目の審議ということですので、終了のプロセスに向けて、次回の6月ごろの評価においては、過去の事業を総括した報告の提出を求めて審議を行うことといたしました。

質疑応答での話になりますけれども、(1)の実施要項で今回追加された点ということで、損害賠償に関する規定を明確化したということにして、その理由について、不正な流通と

か広く回収が必要となった場合に、実際に生じる実損額が違約金の額を上回る場合があるということで、損害賠償を可能とするためにこういった規定を明確化したということでございました。

次に、(2)ですけれども、再委託先の見積金額の考慮規定を追加してございます。これについて、今回の違反行為の原因の一つが、保管の管理料の単価が安く抑えられていたと、そういった中で人件費などが高騰して、必要な人員が不足してしまい、監視がおろそかになってしまったという可能性も否定できないということで、抑止的なものということで規定を追加したということを確認したことになります。

最後4ポツ、パブリックコメントの対応ですけれども、こちらにつきましても6通のご意見がありましたが、実質的に要項(案)を変更するようなご意見はございませんでした。

最後、3つ目になります。資料4-1の束のほうをごらんいただければと思います。

事業の概要ですけれども、資料4-1に記載のとおり、JAXAの職員が作成または取得した文書を全社的に蓄積・管理して、有効活用するための業務というのがこちらのJAXA文書管理運用支援業務というものになります。

概要について、D-1の2枚目のポンチ絵のほうをお開きいただければと思います。

JAXAの文書管理運営支援業務のイメージというものでございますけれども、現行というところが上のほうに書いてありまして、今、JAXAの文書管理の運用支援業務というのはこの2つのシステムで運用されているということでございました。

1つが黒枠で囲っているJAXA内部用というふうに書いてあるものですが、これはJASMINEというシステムだそうで、これを使って文書を登録したり維持管理等を行うという業務があります。

あともう一つがこの赤枠で囲っている部分で、個別のプロジェクトについて情報管理システム、PIMSと言うそうですが、こちらを使って文書の登録とか維持管理等を行うというものでございます。

この赤のPIMSのほうは、例えばロケットとか大規模な開発のプロジェクトにおいて、大量の技術文書というのがメーカーとJAXA間で交わされていくという中で、開発後に運用をしたりとか、その次のプロジェクトの移行に向けて引き継ぎをしていくといった中で、長期的にJAXAとメーカー間で資料を活用していく必要があるということで、分けたシステムでやっているということでございました。

実際の役務場所ですけれども、右上のところに常駐とありますが、事務所が存在する東京のほか、筑波の宇宙センター、調布の航空宇宙センター、相模原キャンパスということで4カ所に常駐を求めているというものです。今回は2期目に当たりまして、前回の評価のところでも1者応札による競争性の確保が課題ということが指摘をされております。

その要因の一つが、この業務の規模が大きいということが指摘をされたということで、そのため、今回、この下の次期というところにありますように、業務をシステムごとに2つに分けるといふことと、役務場所について常駐を求めないことにしたというのが大きな

変更点になります。

資料4-1のほうにお戻りいただきまして、1ポツの業務の概要等は、今ご説明のとおりでございます。

2ポツの前の事業評価を踏まえた対応ということですが、論点の1、業務の分割というところは今の説明のとおりです。論点の2の業務範囲の見直しというところも今の常駐の部分、人員確保が課題になってしまうということで、常駐要求はしないということになりました。

3ポツの実施要項(案)の審議結果の概要ですが、審議結果のとおり、PIMSのほうの技術文書というのは大分電子化が進んでいるという説明がありました。ただ、一方で、全体では紙媒体がいずれも残っているということで、業務負担があつて、競争性が阻害されるのではないかというような指摘がありました。

それに対しJAXA側からは、利用頻度の高い文書の電子化については積極的に検討をしていく予定ということで、次々期の契約から、この結果については契約に反映をしていく予定だという説明がございました。

もう一つ、論点の2ですが、元案では、処理日を翌営業日としないということで、結果的に常駐しないと対応できないような仕様になっておりました。その点を指摘した結果、処理日を「営業日」というふうにしていたところを「3日以内」の対応に改めるというような対応をいただいたということです。

4のパブコメについてですが、こちらについて特段の意見はありませんでした。

長くなりましたが、概要については以上になります。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。私からも簡単にコメントさせていただきますと、まず1つ目の間伐の業務なんですけれども、これにつきましては、工程管理とか労働生産性、競争性で課題があったということもありますが、背景には、自然を相手にしている仕事であるというようなことで、工場のようにきちんとした完璧なものを求められないということ、あと、やはり林業に置かれた状況というようなものもあつて、そういうものも勘案して評価をしなくちゃいけないんじゃないかと。

委員の間では、この事業に関しましては、林野庁のほうでかなり工夫をしながら検討はされているんじゃないかと、そういうことで、ひとつ10期目を過ぎているということで、総括ということが必要なのではないかとというようなことでございます。

それから、あとは、政府の所有米穀の話でございますが、これにつきましては、先ほどご説明がありましたとおり、非常に順調にいったというようなところでございますが、ちょっと法令違反があつて、それをどう防ぐかということで、こういう文書としてやれることはやっているのではないかなということで、これにつきましても、これで一応それが防止できるということで、総括ということに持っていけるのではないかと。

それから、最後のものにつきましては、ご説明がありましたとおり、問題点としては規模の大きさ、それからあとはシステムと紙の業務がまざっているということで、これは両

方をやっている会社というふうになるとそれだけ選抜量が落ちるだろうというようなこと、その辺をできるだけ今、最終的には紙をなくしていきたいという意向は向こうも持っているんですけども、今はできないということで、現状の中で、できるだけその辺の負担を抑えてもらった、そういう形で、これでいってもらおうというような形でございました。

ということで、今の3件につきまして、ご意見とかご質問がございましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。

JAXAの取り組みについて申し上げます。これは従来、常駐を求められていた役務場所が4カ所あり、しかも、紙文書とデジタルの文書が共存しているということで大変難しく、また専門性も高いと想定されるような業務の支援だと思いますけれども、今回このように検討していただいた結果、電子化が推進されるとか、あるいはこうした多地点で共有しなければいけないようなものについて、例えばRPAを活用したような、あるいはAIを活用したような技術開発とか、何かそんな端緒になればいいのかなと思っていました。

といいますのも、JAXAというのは、「宇宙航空研究開発機構」ですから、要するに、最先端の科学技術と実用のまさに共存の機関でもありますので、ぜひ新しい取り組みの中でJAXA本体も、もちろん電子化とか何か少しでも効率的なものを模索されるというふうなので、こうした動きに応援の気持ちというか、そういうこともあります。ぜひ民間の関心が集中をして、民間の中でもこうした一見、煩雑な業務の効率化、また、利便性向上にインセンティブが提起されるようなPRができればいいなど、このように感じました。

以上です。

○井熊委員長代理 私どもは紙が存在することが問題だなと思っていますので、その業務に対して柔軟性を許容してやってもらうということが、業務の中を通じてJAXAのほうに電子化のモチベーションが上がっていくということにつながるのではないかとこのように期待しております。

○清原委員 ありがとうございます。

○井熊委員長代理 ほかいかがでしょうか。

○古尾谷委員 よろしいですか。

資料2の国有林の間伐等事業についてですけれども、地方のほうも実は国有林以外のところは森林環境税等の設置に伴いまして、同じように間伐事業やあるいは枝打ち、下刈りなどをやっているんですけども、大変競争性が確保されていないところがあるというのは同じ状況です。非常に脆弱な。都市林におきましても、森林組合連合会が強いところと森林組合連合会自体が実体的にないところと格差があって、その上で法律の網が被せられました。市町村が主体になって整備を行うということになり、林野庁の協力を得ながらやっていくのは当然なんですけど、やはりそういう実施主体がまだなかなかです。戦後しばらくは林業が盛んでしたから、そこから20年ぐらいのブランクがあって、今、整備をする

民間事業者がいない状態で、例えば建設業界のほうにも呼びかけて参入をしてくれないかと。研修までやって、林業の事業と建設現場は実体が違いますので、仕事が違いますので、そこら辺の技術支援をやったり、森林大学校等に入学をしてもらったり、さまざまな工夫をやっておりますけれども、必ずしも円滑にはいつていない状況があります。

そういう状況ですので、林野庁がお困りになっている状況もよく承知しておりますので、ぜひ無理のない形で競争化とかそういうのはやっていただきたい。あまりに競争化を先行しますと、実体的には地元の森を遠くの業者が整備するみたいな話になって、地元とのそごも出てきます。私どもとしては、都道府県はやはり現場にいる住んでいる方、村や町の方々を主体に山は整備していくべきだと考えております。そうした点もお考えになりながらやっていただくのが穏当だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

今のご指摘をいただいたような意見というのは、私どもの議論の中でも同じような理解だなというふうに思っております、単にいたずらに競争性を上げるとかコストをあれすというのではなくて、やはり募集の要件の中で、例えば、効率化にすごく取り組んでいる業者、あるいは雇用の確保に取り組んでいる業者、そういう業者が評価されるような形で、公募の条件というのが事業者の育成につながるような、そういうような工夫が林野庁のほうでもされていると思ひますし、私どももそういうことを評価して、審議をしたところでございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)について、監理委員会として「異存はない」ということにいたしたいと思ひます。

続きまして、議事次第3の実施要項の標準例改正案についてご審議いただきたいと思ひます。それでは、事務局よりご説明お願ひいたします。

○小原参事官 実施要項の標準例改正案を説明します。資料5によりましてポイントを申し上げます。

1点目は、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項です。現在の標準例では、施設の標準例、資料5-1-1では、60ページから65ページの部分です。この例は、平成26年の「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に照らしてみると、官民競争入札を主眼としたものとなっており、民間競争入札の実施状況を開示するには合わない部分があったため、入札監理小委員会の審議を通じて、多くの補足をしてくれておりました。

そこでこの際、民間競争入札に特化した従来の実施状況に関する情報の開示を改めて別に整理しました。それが55ページから59ページの部分です。入札監理小委員会での審議で開示を促してきた民間事業者の実施状況の内訳の開示をできるだけ求めることとしておられます。

2点目は、平成29年に成立した民法改正が4月から施行されることに伴うものです。

1つは、経済状況の変化に対応して、法定利率が年5%から年3%に引き下げられることによるものです。施設の標準例、資料5-1-1では、47ページの民間事業者が契約解除された後の違約金支払いの延滞金の金利のところがございます。

もう一つは、瑕疵担保責任の全般的な見直しによるものです。OAの標準例、資料5-1-1-4、18ページでは、瑕疵を契約の内容に適合していないことと理解いたしまして、用語を改め、契約不適合知ったときから1年以内の通知であること、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求について記載をしております。

3点目は、昨年12月5日の監理委員会で報告された「新技術の導入による施設の管理・運營業務の改善に関する研究会」に関する記載です。施設の標準例、資料5-1-1の1ページから2ページにかけて、新技術導入による効率的な業務実施と質の向上の必要性について強調いたしました。

4点目は、新元号と消費税率変更に伴うものです。

以上です。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言願います。いかがでしょうか。

いずれも法令の変更とか形式的なものが多いかなと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、この内容についてはご了解いただいたということにしたいと思います。

事務局におきましては、審議をもって進めていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。事務局から何かご連絡等ございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊委員長代理 よろしいでしょうか。

それでは、本日の監理委員会を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございます。

— 了 —